

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	奈良県
3. 市区町村名	桜井市
4. 届出番号	8
5. 独自利用事務の事例番号	67-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/koushitsu/gyouseikeieika/my_number/1475716421101.html">http://www.city.sakurai.lg.jp/sosiki/koushitsu/gyouseikeieika/my_number/1475716421101.html</a>

執行機関名 桜井市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月条例28号)による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		桜井市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第2の項 桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例(平成27年12月条例28号)による重度心身障害老人等に対する医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第百三十四号)第一条	桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例(昭和27年12月28日条例第28号)
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、老人のうち重度心身障害者及びひとり親家庭等の養育者(以下「重度心身障害老人等」という。))に対し、健康の保持及び福祉の増進を図るため、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。))により負担した医療費の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		桜井市重度心身障害老人等医療費助成条例